議員提出議案第２号

特定秘密保護法案の強行採決に抗議し廃止を求める意見書

上記の議案を，別紙のとおり，会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２６年３月６日　提　出

守谷市議会
　議長　　松丸　修久　様

提出者　守谷市議会議員　　佐藤　弘子

賛成者　守谷市議会議員　　山田　美枝子

平成　　年　　月　　日　原案　　決

特定秘密保護法案の強行採決に抗議し廃止を求める意見書

去る第１８５回臨時国会において，安倍内閣の強行採決による「特定秘密の保護に関する法律」が成立しました。衆院での審議過程においても本法案の内容について多くの疑問が指摘され，担当大臣の答弁も明確さを欠くなど十分審議されたとは言えませんでした。さらに参院における審議でも，審議すればするほど本法案の本質が明らかとなり，国民には「廃案」「慎重審議」を求める声が広がりました。この法律は「何が秘密かが秘密」であり，「特定秘密」を漏らしたとされる人，知ろうとした人さらにそれらの行為を共謀，教唆，煽動した人も処罰対象となり，重罰が科せられます。国会の活動も制限されます。地方議会で審議する私たち市議会議員の活動にも関わる大問題です。各種世論調査では「反対」が過半数，「慎重・徹底審議」が７～８割となり国民各界，各層，各分野から反対声明が出され，多くの地方議会からも本法律の撤廃を求める意見書が採択され政府や衆参両院に送られています。

我が国は二院制による国会を有する民主国家です。衆院および参院において審議を尽くさないままの強行採決に強く抗議し，本法の撤廃をするよう求めます。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

提出先：衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣

提案理由（議案提出議案第２号）

提案の理由を申し上げます。

十分な審議を尽くさないまま衆院および参院が「特定秘密の保護に関する法律」を強行採決したことについて全国紙や地方紙が抗議や批判の社説を出しています。また本法の強行採決後には「国会審議」についても７６％が不十分，「運用に不安」が７３％（朝日１２月８日付け）という世論調査結果が報道されているように本法に対して国民各界，各層，各分野から撤廃の声が上がっています。地方自治体の議会として国民の知る権利を奪う本法の撤廃を求めるものです。

地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。よろしく御審議のうえ，御決議のほどお願いいたします。